

ガイナーレ魂持株会規約

(名称)

第1条 本会は、ガイナーレ魂持株会（以下、「会」という）と称する。

(会の性格)

第2条 本会は、民法上の組合とする。

(目的)

第3条 本会は、株式会社 SC 鳥取（以下、「会社」という）が行う株式の発行（以下、「増資」という）に対し申込及び払込（以下、「引受」という）を行い、もって会社が運営するサッカークラブ「ガイナーレ鳥取」の活動を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、この規約の定めにより、会員の拠出金をもって会社の増資引受を行い、本会の名義のもと当該株式を管理するとともに当該株式に係る権利保全のための一切の業務を行う。

(会員)

第5条 本会の会員は、ガイナーレ鳥取の理念（クラブスピリッツを表現し地域住民と感動を共有する。クラブスピリッツを次世代に継承する。）に賛同する個人をもって構成する。

(入会)

第6条 本会は、会社が増資を行う時期に新規会員の募集を行う。

2 本会に入会を希望する者は、理事長宛に所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

3 入会を承認された会員は、申し込み口数に応じた金額を本会へ拠出することにより、本会に入会することができる。

(拠出金)

第7条 拠出金は、金銭とし、会社が増資する際の1株当たりの発行価額に1株を乗じた額をもって1口とする。

2 会員は、本会の株式購入時期に拠出金を増額することができる。

3 第1項の拠出金に換えて、会社の株式を拠出することにより、本会に入会又は前項の拠出金の増額をすることができる。

(株式の引受)

第8条 本会は、会社が増資を行う時期において、会員の拠出金（以下、「株式購入等資金」という）をもって、株式の引受を行う。

2 株式購入等資金のうち、配当金等により1株の売買代金又は発行価格に満たない部分（以下「残金」という）がある場合は、次回の株式購入資金に充当することとする。

(株式の管理及び名義)

第9条 会員は、前条により購入した株式を理事長に管理させる目的をもって信託するものとし、理事長はこれを受託する。

2 前項により理事長が受託する株式は、理事長名義に書き換えするものとする。

(配当金等の取扱い)

第10条 前条により理事長に信託された株式に係る配当金、分割株式等の果実は、信託財産に帰属する。

2 配当金については、次回の株式購入資金に充当することとする。

(会員の持分)

第11条 本会は、次の要領で算出された株式数を、各会員の持分として会員名簿に登録する。

イ 第7条第3項による場合は、拠出した株式数。

ロ 第8条により増資の引受を行った株式については、当該時における各会員の拠出金総額に応ずる株式数。

ハ 第10条により増資の引受を行った株式については、配当金等の基準日における各会員の登録された持分に応ずる株式数。

(持分の引き出し、譲渡、質入の禁止)

第12条 会員は、前条により登録された自己の持分の引き出し、譲渡あるいは質入を行うことはできない。ただし、理事長に譲渡承認に係る所定の書類を提出し、承認を受けた場合に限り、譲渡することができる。

2 本会は、相続その他の一般承継により本会の持分を取得した者に対し、当該持分を理事長の指定する者に売り渡すことを請求することができる。

3 会員が持分の全部を他へ譲渡した場合は、その会員は自動的に退会するものとする。

(議決権の行使)

第13条 理事長名義の株式の議決権は、理事長が行使するものとする。ただし、会員は各自の持分に相当する株式の議決権の行使について、理事長に対し各株主総会ごとに特別の指示を与えることができる。

(持分明細の通知)

第14条 本会は、会員に対し、会員の持分に変更があった場合に限り、遅滞なく持分明細を通知する。

(役員)

第15条 本会の運営を円滑ならしめるため、次の役員をおく。

理事3名(うち理事長1名)

監事1名

2 前項の役員の内、会員総会において会員の中から選任し、理事長は、理事の中から

ら互選によって選任する。

3 理事長は、本会を代表するものとする。ただし、理事長に事故あるときは、他の理事がこれに代わる。

4 監事は理事の業務を監査する。

(理事会)

第16条 理事長は、毎年3月に定例理事会を招集し、必要あるときは臨時に理事会を招集する。

2 理事会は、理事の過半数の出席によって成立し、その過半数の賛成により議決する。

(会員総会)

第17条 規約の改正その他の重要事項の決議及び役員を選任のため、毎年3月に定時会員総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時会員総会を開催することができる。

2 会員総会は、理事長が招集する。

3 会員総会の議決は、出席会員の過半数をもって行う。ただし、会員は、書面をもって議決権の行使を委任することができる。

4 会員は1個の議決権を有する。

(業務の状況報告)

第18条 理事会は、毎年2月1日から翌年1月31日までの業務の状況報告書を作成し、監事の承認を得たのち、会員に報告するものとする。

(本会の所在地)

第19条 本会の所在地は、株式会社SC鳥取本店内におく。

(事務の委託)

第20条 本会の事務の一部は、株式会社SC鳥取に委託する。

付則 この規約は、平成19年9月7日から実施する。